

告示

埼玉県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
八潮駅前眼科	所在地	八潮市大瀬八二二― 一フレスポ八潮二階	八潮市大瀬一―一―三 フレスポ八潮二階
しょう内科クリニック	名称	荘レディスクリニック	しょう内科クリニック
グレースデンタル メディカル クリニック 埼玉 東分院	名称	グレースデンタルク リニック 埼玉東分 院	グレースデンタルメデ イカルクリニック 埼 玉東分院
訪問看護ステ― ション早稲田	所在地	三郷市早稲田七―一 ―七	三郷市田中新田二七三 ―一みさと協立病院内 一F
訪問看護ステ― ションけあつぐ	所在地	吉川市美南五―六― 四二階	吉川市木売二―一九― 一二アズコム吉川一〇 一号室

二 指定施術機関

氏名		変更事項		変更前	変更後
曾宮 将史	施術所	所在地	名称		
		坂戸市千代田三 一〇一原マンショ ン三〇五			みおつくし鍼灸マッ サージ院
		坂戸市関間一 五三シテイパレス タイコー二〇一			